

令和元年

第14回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和元年7月25日（木）
開会14時00分 閉会15時10分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 議事

- 第39号議案 令和元年度福岡県教育施策実施計画の策定について
- 第41号議案 令和元年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（平成30年度対象）について
- 第42号議案 福岡県文化財保護審議会への諮問について
- 第43号議案 福岡県文化財保護審議会臨時専門委員の人事について
- 第44号議案 図書館協議会委員の人事について
- 第45号議案 美術館協議会委員の人事について

2 その他

- (1) 6月定例県議会について

【内 容】

1 出席者

教育長：城戸秀明

委員：清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、木下比奈子

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 吉田法稔、教育監 中島良博、教育総務部長 木原茂、
教育振興部長 上田哲子、総務企画課長 谷本理佐、財務課長 石橋裕次、
教職員課長 松永一雄、施設課長 池松峰男、文化財保護課長 河口靖志、
高校教育課長 田中直喜、特別支援教育課長 井手優二、人権・同和教育課長 中山克利、
体育スポーツ健康課長 稲富勉、社会教育課長 富松文夫 外

4 傍聴者等数

3名

5 議事録

【城戸教育長】

ただ今から第14回教育委員会会議臨時会を開催いたします。

傍聴の方に申し上げます。

受付で配布された「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう

御協力をお願いします。

本日の案件につきましては、お手許に配布している資料のとおりでございます。

それでは審議に入る前に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

<宮本委員が挙手>

【城戸教育長】

はい、宮本委員。

【宮本委員】

第43号議案、第44号議案及び第45号議案は、人事に関する案件でありますので、非公開とする発議をいたします。

【城戸教育長】

ただいま、宮本委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。非公開とすることに賛成の方は挙手願います。

<全員が挙手>

【城戸教育長】

全員賛成ですので43、44、45号議案につきましては非公開といたします。

よって、本日の会議は、まず公開にてその他（1）、第39号議案、第41号議案及び第42号議案を審議した後、非公開にて43から45号議案を審議することといたします。

それでは、まず、その他（1）「6月定例県議会について」を吉田副教育長、お願いします。

○その他（1） 6月定例県議会について

【吉田副教育長】

それでは、去る6月13日から7月12日まで開催されました6月定例県議会における教育委員会関係の答弁要旨の概要を御説明いたします。

<吉田副教育長が資料に沿って説明>

【吉田副教育長】

概要説明は以上でございます。

【城戸教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【清家委員】

3 ページ⑦で「体育・スポーツ活動での事故防止の取組みを進めてまいります。」とありますが、私が外来の患者を診て事故の原因を考えていますと、1 点目は知識不足、2 点目は体力不足、3 点目は事故的発生によるものがあると考えております。この場合 1 点目と 2 点目に対する取組は可能ですが、3 点目は防止することは困難だと思います。そこで、事故が起きたときの処置が大切だと私は考えております。

R I C E 療法というのがあります。安静にし、負傷した部分を冷やして固定するというものです。こちらをしっかりとすることが非常に大切です。これの重要性を強調いたします。

もう 1 点は、6 ページの食物アレルギーについてですが、エピペンの学校の保有状況を教えてください。学校で保有しているところは少ないのではないかと思います。

【稲富体育スポーツ健康課長】

エピペンについては、学校では児童生徒本人が所有しているというのが現状であると思います。学校の保健室で保有しているという訳では無いと思います。

【清家委員】

蜂に刺されるなどのアクシデントが起きた際に、その人に既往歴があればエピペンを所有しているかもしれませんが、持たせていないことの方が多いと思います。

エピペンを保管している学校があるということを知ったことがありますが、福岡県にはあまり無いのでしょうか。

【稲富体育スポーツ健康課長】

現在、エピペンを処方されている児童生徒は本人が所持し、学校で症状が出たときは本人または教職員が注入するという状況です。

エピペンを処方されている児童が在籍しているという小学校の割合は、半分を超えているという状況です。

【宮本委員】

8 ページ③では福岡教師塾はリーダー養成を目的としているとのことですが、具体

的にはどのようなことを行っているのでしょうか。

【松永教職員課長】

行政職員との交流を行い、予算立案の仕組みを学んだり、外部講師を招いての講演などを行っております。

【木下委員】

4 ページで P T A が学校給食費を徴収しているということですが、どのようにして徴収をしているのでしょうか。

【稲富体育スポーツ健康課長】

今回の質問と関連した新聞報道によると、ある市では町内会で、保護者が近隣の家を訪問し徴収しているということです。

【城戸教育長】

実際には町内会費と併せて徴収しているということです。それにより納入率が高いようです。

【久保田委員】

区費や老人会費などと一緒に徴収されておりますので、徴収率 1 0 0 % のところもあるようです。

【城戸教育長】

地方で、コミュニティの一員として意識が高いところはこの方法が可能ですが、都市部ではこの方法は不可能だろうと思います。

福岡県では県南でこの方法を行っているようです。

【宮本委員】

2 ページ④ですが、9 年間の教育課程編成についての指定校とは、どの地域に何校くらいあるのでしょうか。

【豊村義務教育課課長補佐】

糸島市と宮若市にそれぞれ 1 校ずつでございます。

【宮本委員】

いつからですか。

【豊村義務教育課課長補佐】

3年間の研究指定であり、昨年度からです。

【城戸教育長】

ほかにございませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、次の審議に移ります。

第39号議案「令和元年度福岡県教育施策実施計画の策定について」を谷本総務企画課長、お願いします。

○第39号議案 令和元年度福岡県教育施策実施計画の策定について

【谷本総務企画課長】

説明させていただきます。本日提出しております議案は、これまでの協議を踏まえて作成いたしております。議決後はホームページに公表いたしますとともに、市町村教育委員会や学校教育関係機関等に周知し施策の推進に努めてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御意見や御質問等はありませんか。

【宮本委員】

46ページのいじめ・不登校総合対策事業について、前回の会議で議題に上がっていたいじめ防止対策推進委員会の記載がありませんが、その委員会はこの事業とは関係ないのでしょうか。

【田中高校教育課長】

実施計画の中では、予算に関連づけて、実際に学校での取組など、事業をベースにまとめておりますので記載しておりません。

13ページの施策の方向の中で、いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針と記載しておりますが、この中に委員会について規定がございまして、この法律に基づく附属機関でありますので、この法律の中に記載がございまして。

【城戸教育長】

他にございませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本議案については、可決いたします。

続いて第41号議案「令和元年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（平成30年度対象）について」を谷本総務企画課長、お願いします。

○第41号議案 令和元年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価について（平成30年度対象）について

【谷本総務企画課長】

説明させていただきます。前回の教育委員会会議の協議の中で御指摘いただきました、学識経験者の意見の中で、説明が必要と思われる用語につきましては、注釈等を追加しております。該当ページは、正式版の69ページ、72ページ及び79ページでございます。なお、29ページの中段の主な取組・事業の1段目コミュニティ・スクール導入促進事業の実施の実績欄につきましては前回の協議以降データの集計が完了いたしましたので数値の更新を行っております。

続きまして今後の予定でございます。本日議決をいただきました後、9月定例県議会に提出し、会期中に開催されます文教委員会において報告する予定といたしております。その後、県のホームページでの掲載や県民情報センターでの閲覧提供をいたしまして、広く県民に公表することとしております。それに併せまして、県立学校、出先機関、各市町村教育委員会、さらに各校長会やPTA連合会などの関係機関等への冊子の送付、周知をおこない、できるだけ多くの教育関係者の方々などに活用していただくように努めたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本議案については、可決いたします。

続いて、第42号議案「福岡県文化財保護審議会への諮問について」を河口文化財保護課長、お願いします。

○第42号議案 福岡県文化財保護審議会への諮問について

【河口文化財保護課長】

本年4月1日に文化財保護法が改正されました。その趣旨を踏まえ、本県で大綱を作成したいと考えております。文化財保護法改正の趣旨にありますように少子高齢化に関わる様々な諸課題、地域活性化や観光資源など様々なことに文化財を活用できるのではないかと文化財への新しい見方、また、近年頻発しております自然災害への対応など色々と検討すべき課題がありますので、それらを踏まえて大綱を作る必要があると考えております。

本県は福岡県文化財保護審議会を設置しておりますので、そちらに客観的で専門的な御意見等をお聞きするために、教育委員会から諮問していただきたいというものでございます。それでは資料について説明させていただきます。

<河口文化財保護課長が資料に沿って説明>

【河口文化財保護課長】

説明は以上でございます。御審議の程よろしく申し上げます。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御意見や御質問等はありませんか。

【宮本委員】

今回は審議会に対して審議をお願いするということで、この審議結果に対しては、教育委員は意見を言うことはできると思いますが、審議の途中で意見を言うことはできないのでしょうか。

【河口文化財保護課長】

審議の途中で、適宜、委員に報告させていただきたいと考えておりますので、そのときに御意見をいただければと思います。

【城戸教育長】

直接、審議会に意見を言える場を設けるかは別として、事務局を通じて審議会に意見を反映させるということは可能です。

【宮本委員】

今から人口が減少し、文化財保護の担い手は見当たらないと思います。そのことも踏まえなければ、今までどおりの大綱を作っても意味はないと思います。国交省が進めている2地域居住というものがあります。現在居住している地域ともう1つの地域に足繁く通ってもらうというが進められています。それぐらい新たな取組を実施しないと文化財の保護というのは困難なのではないかと私は考えております。

【河口文化財保護課長】

委員御指摘の部分は、我々も危機感をもっており、今回の諮問の中にも含めております。ぜひ、御意見を伺いながら進めて参りたいと考えております。

【宮本委員】

今後のスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

【河口文化財保護課長】

本日の教育委員会での諮問、専門委員の委嘱を行いました後に、審議会で検討していただく予定です。現在、来年12月に策定を予定しておりますが、それより早くできるのであれば、ある程度まとまってから御報告させていただきたいと考えております。

【城戸教育長】

答申に含まれていなくても、大綱は教育委員会で作成いたしますので、大綱に付け加えるということは可能です。

【城戸教育長】

他にございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本議案については、可決いたします。

傍聴の方に申し上げます。この後、非公開審議となりますので、傍聴の方は、御退席いただきますようお願いいたします。

<以降非公開審議となった>

○第43号議案 福岡県文化財保護審議会臨時専門委員の人事について

福岡県文化財保護審議会臨時専門委員の人選について、審議の結果、原案どおり承認した。

○第44号議案 図書館協議会委員の人事について

図書館協議会委員の人選について、審議の結果、原案どおり可決した。

○第45号議案 美術館協議会委員の人事について

美術館協議会委員の人選について、審議の結果、原案どおり可決した。

(15 : 10)